

この試験は、民間企業等で培った経験を活かし、鳥取県職員として力を発揮してみたい方等を募集するものです。鳥取県へのIJUターンを検討されている方、県内にお住まいの方など、お住まいの地域に関わらず受験できます。

59歳まで受験可能。公務員試験対策は不要です。
第1次試験の基礎能力試験がテストセンター受験方式になりました。全国どこからでも受験いただけます。
募集職種に「社会福祉」を追加しました。

令和8年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象：春試験） 受 験 案 内

◆鳥取県人事委員会◆ 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎7階
電話(0857)26-7553 FAX(0857)26-8119 インターネット<https://www.pref.tottori.lg.jp/jinji/>

1 受付期間、試験日、試験会場、第1次試験合格者・採用候補者発表日

受付期間	【インターネット】 令和8年3月2日（月）午前9時～ 4月3日（金）午後5時 ◎原則鳥取県の電子申請サービスによる申込みとなります。 ◎申込みが完了すると「申込完了通知メール」が送信されます。期間内に申込みが完了しないものは受け付けられませんので、必ず確認してください。 ※申込み手続きは余裕を持って早めに行ってください。 「9 受験申込手続」（5ページ）をご確認ください。 受付期間終了直前はアクセスが集中しシステムの操作がしにくくなったり、システムメンテナンス等により急遽システムが使用できなくなることがありますのでご注意ください。
第1次試験	[試験日] 4月20日（月）～5月11日（月） ◎上記日程のうち受験者が選択する日 [試験会場] 全国約350か所のテストセンター (https://cvt-s.com/testcenter/) (鳥取市、倉吉市、境港市、松江市、東京都、大阪府等)
第1次試験合格者発表日	5月29日（金）午後2時（予定） ※第1次試験合格者については、郵送による通知は行いません。必ず鳥取県職員採用のホームページでご自身の可否、第2次試験の日時及び提出書類等を確認してください。
第2次試験	6月27日（土）、28日（日）、 7月4日（土）、5日（日）（予定） ◎試験は上記期間のうち指定する1日で、日時は別途ホームページでお知らせします。 [試験会場] 鳥取県庁（鳥取市東町一丁目220）
採用候補者発表日	7月中旬（予定）

◆鳥取県職員採用HP（必ず事前に御確認ください）
<https://www.pref.tottori.lg.jp/jinji/saiyou/>



2 募集職種、採用予定者数、職務内容、主な配属先

職 種	採用予定者数	職 務 内 容	主な配属先
事務（民間企業等経験者対象）	6名程度	各種施策の企画立案と実施、申請に対する許認可、予算の編成・執行、経理、庶務等の事務全般のほか、税の徴収、用地買収の交渉等	本庁、総合事務所、教育委員会事務局、県立学校、公立小中学校等（※警察本部以外の全ての部局）
社会福祉（民間企業等経験者対象）	1名程度	各種社会福祉行政に関する企画、事業の実施、社会福祉に関する相談・指導等	福祉保健部、子ども家庭部、総合事務所県民福祉局、児童相談所、児童福祉施設等
土木（民間企業等経験者対象）	4名程度	道路・河川・港湾・砂防・治山・地すべり防止、農業基盤整備、農村地域の生活環境整備等の調査・計画・設計、建設工事の監督、施設の維持・管理等	県土整備部、農林水産部、総合事務所県土整備局、総合事務所農林局、企業局等

(注) 1 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

2 試験の結果によっては、採用予定者数を増減する場合又は第1次試験合格者なし若しくは採用候補者なしとする場合もあります。

仕事内容、やりがいなどについて、ホームページでご紹介しています



3 受験資格

(1) 年齢

昭和42年（1967年）4月2日以降に生まれた人

(2) 資格・職務経験等

ア 事務

民間企業等（公的団体を含む。）における職務経験を通算して5年以上有している人

- ① 「職務経験」は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、社員等として1つの民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業（1週間の労働時間数が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業）した期間が該当し、職務内容は問いません。
- ② 1年以上継続した職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができます。
- ③ 1年未満の職務経験は通算できません。ただし、雇用期間1年未満の雇用契約が更新されることにより、同一の民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業した場合は、その期間を「1年以上継続して就業した期間」として取り扱います。
- ④ 上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなします。

イ 社会福祉

次の（ア）、（イ）のいずれも満たす人

（ア）児童養護施設などの福祉施設や病院等で相談援助業務又は直接処遇業務に関する職務経験を通算して3年以上有している人

- ① 「職務経験」は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、社員等として1つの福祉施設や病院等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業（1週間の労働時間数が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業）した期間が該当します。
- ② 1年以上継続した職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができます。
- ③ 1年未満の職務経験は通算できません。ただし、雇用期間1年未満の雇用契約が更新されることにより、同一の民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業した場合は、その期間を「1年以上継続して就業した期間」として取り扱います。
- ④ 上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなします。

（イ）社会福祉法第19条第1項各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する人

ウ 土木

次の（ア）、（イ）のいずれも満たす人

（ア）民間企業等（公的団体を含む。）における公共工事の設計又は監督の職務経験を通算して3年以上有している人

- ① 公共工事は国又は地方公共団体に関する工事に限ります。
- ② 「職務経験」は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間の、設計又は監督をした公共工事の契約期間が該当します。ただし、離職等により契約期間の一部において設計又は監督をした場合は、その期間とします。
- ③ 職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができます。
- ④ 「職務経験」は、社員等として1つの民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業（1週間の労働時間数が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業）した期間に限ります。
- ⑤ 雇用期間が1年未満の職務経験は通算できません。ただし、雇用期間1年未満の雇用契約が更新されるこ

（事務） （社会福祉） （土木）

とにより、同一の民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業した場合は、その期間を「1年以上継続して就業した期間」として取り扱います。

⑥上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の途中で開始又は終了した場合は、その月は算入するものとします。

(イ) 次のいずれかの資格等を有している人

①土木施工管理技士（1級又は2級）

②技術士（建設部門 / 上下水道部門 / 農業部門 / 森林部門 / 水産部門 / 応用理学部門 / 総合技術監理部門のいずれかに限る。）

③RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋 / 港湾及び空港 / 電力土木 / 道路 / 上水道及び工業用水道 / 下水道 / 農業土木 / 森林土木 / 都市計画及び地方計画 / 地質 / 土質及び基礎 / 鋼構造及びコンクリート / トンネル / 施工計画、施工設備及び積算 / 水産土木 / 建設情報のいずれかに限る。）

④国又は地方公共団体の職員として上記（ア）の職務経験を有する

(3) その他

日本国籍を有しない人については、次のいずれかに該当する人又は令和9年3月31日までに該当する見込みの人に限り受験できます。

- ・出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者
- ・日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。

詳しくは、〈参考〉「日本国籍を有しない職員の任用について」（7ページ）をご覧ください。

(4) 欠格要件

地方公務員法第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

4 試験内容

試験種目	職種	配点	内容
第1次試験	基礎能力試験	全ての職種 100点	[テストセンター方式] 公務員として必要な一般的な文章読解、数的処理、論理的思考等の基礎能力、人文・社会、自然に関する一般知識、基礎英語についての筆記試験
	アピールシート試験	全ての職種 120点	①職務経験・技能、成果等、②経験等の県政への活用 の2つのテーマで出題します。 ※アピールシートは、第2次試験の人物試験の参考資料とします。人物試験においてこのシートに沿って自己PRしていただく予定です。
第2次試験	人物試験	事務 600点	個別面接による人物についての口述試験 民間企業等における経験の有用性等についての口述試験
		土木・ 社会福祉	個別面接による人物についての口述試験 民間企業等における経験の有用性、専門知識等についての口述試験
	適性検査	全ての職種 —	[WEB受検] 職務遂行に関する適性についての検査

(注) 1 アピールシートは基礎能力試験の受験期間中に「とっとり電子申請サービス」から提出が必要です。提出フォームのURLは「受験番号確認依頼メール」に記載します。

2 第2次試験は第1次試験合格者に対して行います。

3 第2次試験の個別面接は、各人同一日に2回実施します。

4 試験種目のうち、いずれかの試験種目を欠席又は棄権した場合は、採点対象外となります。

5 基礎能力試験の例題は、鳥取県職員採用のホームページに掲載します。

5 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の基礎能力試験とアピールシート試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。

なお、第1次試験の基礎能力試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合はアピールシート試験の採点を行わず、不合格とします。

(2) 採用候補者

第1次試験の基礎能力試験とアピールシート試験の得点にかかわらず、第2次試験で実施する人物試験の得点の高い順により決定します。

なお、人物試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、人物試験の得点にかかわらず不合格とします。

(3) 証明書等

採用候補者発表後、受験資格の確認のため、職歴証明書等（本人以外の第三者が作成したものに限る。）を提出していただきます。必要な職務経験要件を欠いていることが明らかになった場合、又は必要な書類が提出されない場合は採用されません。

なお、申込書等の記載事項に虚偽、錯誤又は脱漏があると、採用されない場合があります。

また、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもに接する業務に従事する場合は、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本試験の最終合格後、任命権者による採用手続き等の過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することがあります。

6 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

合格者の受験番号をホームページに掲載し、併せて県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示します。なお、郵送による通知は行いませんので、必ずホームページでご自身の可否、第2次試験の日時及び提出書類等を確認してください。

◆「自己紹介書」及び「経歴調書」の作成準備について

第1次試験合格者には、第2次試験の個別面接に使用する「自己紹介書」及び「経歴調書」を作成していただきますが、合格発表から提出期限までの期間が短期間となります。

「自己紹介書」及び「経歴調書」の様式は事前に鳥取県職員採用のホームページ「試験情報」欄の「令和8年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象：春試験）」のページに掲載しますので、各自ダウンロードのうえ、早めにご準備ください。（<https://www.pref.tottori.lg.jp/327001.htm>）

【提出方法】

①「自己紹介書」及び「経歴調書」を作成し、**6月10日（水）までに「とっとり電子申請サービス」**の提出フォームにより提出してください。

②作成は、手書きでもパソコンによる記入でもどちらでも構いません。全ての項目を記入後、**顔写真を貼付の上、PDFファイルに変換して提出してください。**

※「とっとり電子申請サービス」の提出フォームについては、**第1次試験合格者発表時に鳥取県職員採用ホームページの「令和8年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象：春試験）」のページにURLを掲載**します。

◆「適性検査」のWEB受検について

第1次試験合格者には、第2次試験の個別面接に使用する「適性検査」をWEB上で受検していただきます。

「【鳥取県】適性検査の受検依頼について」というタイトルの電子メールが届いたら、案内にしたがって、**6月10日（水）までに適性検査を受検してください。**

※適性検査の受験期間中に受検しなかった場合は、試験を棄権したものとみなします。

(2) 採用候補者

採用候補者の受験番号をホームページに掲載し、併せて県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示します。また、採用候補者には郵送により通知します。

7 試験結果の開示等

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次の表のとおり人事委員会事務局の窓口で開示を請求することができます。

試験の開示手続等の問い合わせ及び試験結果の開示の請求は、平日午前8時30分から午後5時15分までの間の受付となります。

開示対象の試験	開示請求できる人	開示の内容※	開示期間	開示場所
第1次試験	受験者本人	基礎能力試験、アピールシート試験の得点、合計得点及び順位	第1次試験合格者発表日から1年間	鳥取県人事委員会事務局 (県庁第二庁舎7階)
第2次試験		人物試験の得点及び順位	採用候補者発表日から1年間	

※いずれかの試験において成績が設定された基準に満たなかった場合には順位はありません。

試験結果の開示の請求は、受験者本人が運転免許証等の写真により本人であることが確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

8 採用方法、給与及び勤務時間等

- (1) 採用方法
任命権者が採用候補者のうちから、採用に係る審査等を行った後に採用者を決定します。
- (2) 採用時期
採用は、原則として令和9年4月1日の予定ですが、欠員等の状況によっては、それ以前に採用されることもあります。
- (3) 採用後の処遇
民間企業等における職務経験の公務への有用性等の内容等によって、役付職員（係長相当職等）として採用される場合があります。
- (4) 給与
- ア 初任給
初任給は、民間企業等における職歴等の経歴に応じて決められます。
令和9年4月1日採用の場合の月額は、おおむね次のとおりです。（あくまで仮の条件に基づいて計算した金額であり、個人ごとの事情によって変動します。）
◎大学卒業後、民間企業に8年間の勤務経験のある30歳の方
月額 260,500円程度
◎大学卒業後、民間企業に18年間の勤務経験のある40歳の方で係長相当職として採用された場合
月額 326,400円程度
- イ 昇給
原則として毎年1回、4月1日に行われます。
- ウ 諸手当
扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などが、それぞれの条件に応じて支給されます。
※令和8年4月1日現在。採用時までには給与改定等があった場合は、それによります。
- (5) 勤務時間、休日、休暇
- ア 勤務時間
午前8時30分から午後5時15分（休憩時間60分）
※勤務場所によって異なる場合があります。
※フレックスタイム制を導入しており、時差出勤も可能です。
- イ 休日
土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
※勤務場所によって異なる場合があります。
- ウ 休暇等
年次有給休暇（年間20日。1時間単位で取得可能）、特別休暇（結婚、出産、育児関係、夏季 他）、病気休暇など
- (6) 勤務場所における受動喫煙防止措置等
敷地内禁煙

9 受験申込手続

鳥取県の電子申請サービスのトップページ (<https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/>)

スし、画面上の注意事項に従って申し込んでください。

受付期間終了後は、申込内容の変更はできません。

* 注意事項

- ・ご使用の機器や環境によっては、一部対応できない場合があります。
- ・インターネットによる申込みができない事情のある方は、3月19日（木）午後5時までに当人事委員会事務局までご連絡ください。



にアクセス

【申込手順】

①パソコン、スマートフォンの環境設定

「pref-tottori@apply.e-tumo.jp」からのメールを受信できるように設定してください。

なお、スマートフォン以外の携帯電話からの申込みはできません。

②受験申込み

申込みが完了すると、「申込完了通知メール」、「審査完了通知メール」の電子メールが順次、申込みの際に登録したアドレスに送信されます。申込後直ちに「申込完了通知メール」の電子メールが届かない場合又は申込後2日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）経っても「審査完了通知メール」の電子メールが届かない場合は、鳥取県人事委員会事務局までお問い合わせください。

これらの電子メールに記載されている整理番号とパスワードは受験番号確認の際に必要ですので、メールを削除しないように注意してください。

③受験番号の確認 ※4月17日（金）頃に、申込みの際に登録したアドレスに電子メールが送信されます。

次の方法により受験番号を確認してください。

- ・「受験番号確認依頼メール」の電子メールが届いたら、鳥取県の電子申請サービスのトップページ（<https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/>）にアクセスし、画面上部にある「申込内容照会」をクリックします。
 - ・「申込完了通知メール」に記載されている整理番号とパスワードを入力し申込内容を表示させます。
 - ・受験番号を記載した文書（PDFファイル）をダウンロードしてください。
- ※「受験番号確認依頼メール」は、4月17日（金）頃に送信されます。

10 第1次試験の受験について

<基礎能力試験>

(1) 受験までの流れ

第1次試験の受験依頼メール受信

4月8日（水）～4月9日（木）

- ・4月8日（水）以降に、「【鳥取県】第1次試験の受験依頼について」というタイトルの電子メールが届いたら、第1次試験の受験予約用URL、ログインID及びパスワード等をご確認ください。
- ・4月9日（木）までに電子メールが届かない場合は、鳥取県人事委員会事務局（TEL：0857-26-7552）にご連絡ください。

第1次試験の受験手続き

受験依頼メールの受信後～5月10日（日）14時

●日時・会場の予約

「【鳥取県】第1次試験の受験依頼について」というタイトルの電子メールが届いたら、案内に沿って、第1次試験の日時、会場を各自で予約してください。

※受験予約の申込期間：4月8日（水）～5月10日（日）14時

※受験期間：4月20日（月）～5月11日（月）

予約完了後は、予約完了のお知らせメールが送信されますので、予約内容等を確認してください。

第1次試験の受験

4月20日（月）～5月11日（月）

- ・顔写真付きの本人確認書類を用意し、予約した日時に、第1次試験を受験して下さい。
- ※運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、学生証等。

(2) 基礎能力試験の受験についての注意事項

- ・第1次試験の申込者の状況によっては、希望する日や会場で受験できない場合がありますので、「【鳥取県】第1次試験の受験依頼について」というタイトルの電子メールの受信確認後、速やかに受験日時・会場の予約を行ってください。
- ・なお、第1次試験の受験会場におけるトラブルについては、一切責任を負いません。
- ・基礎能力試験の受験期間中に受験しなかった場合は、試験を棄権したものとみなします。

<アピールシート試験>

「とっとり電子申請サービス」の提出フォームにより、基礎能力試験の受験期間中に提出が必要となります。

①所定の欄に、アピールシート試験への回答を入力してください。

②「とっとり電子申請サービス」は、一定時間（約180分）の画面遷移がないことでタイムアウトとなり、それまでの入力内容が無効となる場合があります。文面をあらかじめ用意した上で入力を始めることを推奨します。

※「とっとり電子申請サービス」の提出フォームについては「受験番号確認依頼メール」にURLを記載します。

※基礎能力試験の受験期間中にアピールシートを提出しなかった場合は、試験を棄権したものとみなします。

11 第2次試験における受験上の配慮について

身体等の障がいにより、第2次試験における受験上の配慮（車椅子の使用や拡大文字等）を希望される方は、準備の都合上、4月3日（金）午後5時までに必ず鳥取県人事委員会事務局に申し出てください。

また、内容によっては、試験実施上、配慮できない場合があります。

なお、4月3日（金）午後5時以降に上記の措置を希望されても認められない場合がありますのでご注意ください。

12 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報については、次の目的以外には利用しません。

① 採用試験及び採用に関する事務に利用します。

② 個人が特定できないように処理した上で、今後の募集活動のための資料として利用します。

③ 採用候補者の個人情報は、任命権者（知事・教育委員会等）に提供し、採用に関する事務に利用します。

〈参考〉日本国籍を有しない職員の任用について

1 日本国籍を有しない職員は次の業務及び職には就くことができません。

〔代表例〕

(1) 公権力の行使に該当する業務

- ア 許可、認可、免許等処分に関する事務（各種営業許可、開発許可、建築確認等）
- イ 報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等）
- ウ 県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
- エ 補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
- オ 審査請求に対する裁決に関する事務
- カ そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務

(2) 公の意思形成への参画に携わる職

本県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などが該当します。ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。

2 日本国籍を有しない人で、採用時に就労に制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。

●鳥取県人事委員会からのお知らせ●

鳥取県職員採用 HP はこちらから☞



★職員採用試験に関する情報や説明会の開催情報を配信しています！

メールマガジン「鳥取県職員採用試験情報」

Facebook X(旧 Twitter) LINE Instagram

登録はこちらから☞



試験に関する変更、お願い、感染症への対応等については鳥取県職員採用のホームページで随時お知らせしますので必ず事前に確認の上受験してください。

○鳥取県ではこんな人材を求めています○

協働と連携により、地域の発展に貢献する職員

- 公平・公正な職務遂行に 使命感・誇り（志）・意欲を持って取り組む職員
- 円滑なコミュニケーションにより 組織の内外で連携を図る職員
- 地域・組織の課題やその解決策について 自ら進んで考え、行動する職員
- 地域を支える「人財」として 成長し続ける職員